

○議長（工藤行義君） 休憩前に引き続き、一般質問を許します。

通告順により質問を許します。—— 8 番吉田忠雄君。

○8 番（吉田忠雄君）（登壇） 日本共産党の吉田でございます。まずはじめに、このたびの台風 12 号の紀伊半島の豪雨で亡くなられた方々に対して、心からの哀悼と、そしていまなお不自由な避難生活を余儀なくされている方々に対して、心からのお見舞いを申し上げたいと存じます。

それでは、質問に入っていきたいと思います。私は、市長に、次の 3 点についてお尋ねいたします。

まず 1 点目は、高田地区産業廃棄物最終処分場についてです。

この件については、昨年 12 月定例会でも取り上げましたが、中和管轄の高田地区産業廃棄物最終処分場は、廃プラスチック、金属くず、ガラスくず及び陶器くず、工作物の除去によって生じたコンクリートの破片など、いわゆる安定型の産業廃棄物最終処分場で、平成 2 年から操業が始まり、当初が埋立容量が 36 万 7, 187 立方メートルでしたが、平成 10 年には処理施設の変更届が出されて、埋立容量 130 万 2, 908 立方メートルに規模が拡大されました。そして、さらに平成 18 年には埋立容量増量の変更届が県に出されて、届け出後は 142 万 7, 367 立方メートルと許可容量が膨れ上がりました。

この施設は、埋立事業終了の措置として、一つは、知事の許可期限である平成 28 年 6 月まで、二つ目は、埋立容量がいまも述べましたように 142 万 7, 367 立方メートルまで、そして三つ目は、高さ制限が 299.5 メートルとなっており、この三つの条件のうち、一つでも達したときには事業を終了するということになっております。

去る 7 月 28 日に、私も常任理事をさせていただいている一般社団法人うるわしの桜井をつくる会の産廃部会が、処分場の事業終了が目前に迫っている中で、県くらし創造部景観環境局や廃棄物対策課と話し合いを行いました。処分場における現在の埋立容量は幾らかというこちら側の問いに対して、県のほうは、ほぼ終息に近づいていると、このような回答でした。私も県の許可容量の 142 万 7, 367 立方メートルに既に達しているか、限りなくそれに近いというふうを考えております。

そこで、市長にお尋ねしたいのは、現時点での廃棄物の埋立容量を把握しておられるのかどうかをお聞きいたします。

そして、私は、昨年 12 月議会でも、最終処分場周辺の住民の方々から、悪臭の苦情が寄せられていることを述べましたが、依然として地元住民から、臭くてたまらない、特に夜 8 時ごろににおうことが多いと、このような苦情が寄せられております。市は、住民のこれらの苦情を把握されておられるのか、事業者に対して、悪臭対策を求めているのかどうか、お尋ねをいたします。

そして、2点目でございますが、東日本大震災による放射性物質を含んだ災害廃棄物についてであります。この点は、先ほど東議員の質問と重なる点もあると思えますけれども、ご了承願いたいというふうに思います。

去る8月12日に、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法が、そして、同じく26日には原発事故に伴う放射性物質汚染対処法が国会において成立いたしました。

今度の東日本大震災では、地震や津波によって膨大な量の災害廃棄物が発生し、被災地の住民生活や経済活動の一刻も早い復興に向けて、これらの災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が緊急の課題となっております。この点に関しては、国がより積極的な役割を果たせるよう、市町村域や県域を超えた広域での処理を推進することが必要だというふうに考えます。

しかし、26日に成立した原発汚染廃棄物処理法では、除染処理の対象地域を限定し、年間線量20ミリシーベルト以上の汚染レベルの高いものに限って、国が直接処理をするというものに過ぎず、それ以外は地方自治体任せとなっております。これでは放射能汚染にさらされている福島県民をはじめ、全国の自治体やそこに暮らす住民の不安にこたえることはできません。

現在の廃棄物処理法では、放射性物質に汚染されたものは廃棄物の対象としていません。それにもかかわらず、法律では汚染レベルの低い廃棄物を一般廃棄物とみなし、地方自治体に処理をさせるというものです。汚染レベルが低いからといって、一般廃棄物として処理することは、住民の不安を一層拡大し、これは到底容認することができません。

今後、国が汚染レベルの低い廃棄物処理の協力を本市にも求めてくることが予想されますが、市としてどのような対応を考えているのかお尋ねいたします。

そして、最後の三つ目は、原発依存から自然エネルギーへの転換についてであります。

今年3月に発生した福島原発災害は、国内外でエネルギー政策と地球温暖化対策のあり方を抜本的に見直す結果となりました。これまで日本政府や電力会社は、原子力発電推進の計画を打ち出すたびに、日本の原発では幾重もの事故対策を施しているのに、過酷事故が起こり得ないと断じてきました。しかし、今回の原発災害で、この原発安全神話は完全に否定をされることとなりました。これからの日本社会は、脱原発という道を真剣に検討することが求められております。

今回の原発事故をきっかけに、地球環境にやさしく、原子力発電にかわるエネルギーとして、再生可能エネルギーへの注目が集まっております。再生可能エネルギーとは、自然界から何度でも永続的に採取できる太陽光、太陽熱、風力や水力、地熱などのエネルギーです。

環境省が4月に発表した再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査では、日本は山が急峻で急流河川が多く、国土面積の7割が森林で覆われ、火山列島でもあり、風力、太陽光、中小水力、地熱の発電の潜在的導入可能量を約20億キロワットと推定しております。こ

れは、国内の全発電設備容量の10倍に当たります。また、原発の発電能力の40倍にもなると、このような試算もされています。

いま日本全国の多くの自治体で再生可能エネルギーを利用した発電を導入している自治体が増えており、事業形態は地域地域で違いますが、それぞれの地域の特性を活かして進められております。

一例を挙げますと、たとえば長野県の長野市です。長野市には広大な中山間地を含む自然豊かな地域があります。森林資源や建築廃材を利用した「いづな・お山の発電所」というのがあります。長野県北部の飯綱山地域の林業、市内の建設、製材業などでつくる長野森林資源利用事業共同組合が平成17年4月から電力生産を始めました。

地域の木材を有効利用する事業として、発電施設に限って国から2億9,000万円の助成がありました。隣接する木材所で砕いた間伐材や建設廃材を発電所のボイラーに入れ、高圧蒸気で発電機を回す仕組みとなっております。ボイラー温度は900度から1,000度となり、低温焼却で発生する発がん性物質のダイオキシンは問題にならないといえます。同発電所は、一般家庭2,000軒の使用量に相当する約1,100キロワット時を中部電力に売電をしています。

また、同じく飯田市では、企業、行政、金融機関の3者が連携し、太陽光パネルの設置を進めております。地産地消のエネルギーをつくろうと、やはり、ここも平成17年2月に生まれた「おひさま進歩エネルギー株式会社」として、再生可能エネルギーの普及に取り組んでいます。飯田市、飯田信用金庫、そして「おひさま」の3者と市民が連携して取り組む「おひさま0円システム」があります。

そのシステムとは、市の補助金、市民の出資金、金融機関の金融ノウハウなどを集め、「おひさまエネルギーファンド」をつくります。そのファンド（基金）を使って、200万円を超えるパネルを購入します。そして、「おひさま」が各家庭に太陽光の設置を進めています。このように、長野県内の各地で自然をエネルギーに変える研究や活動が進められています。

そこで市長にお尋ねいたしますが、市の施設に自然エネルギーを利用した発電設備があるかどうか、あるとすれば、さらに増やしていくことを検討されているかどうかお聞きいたします。

そしてまた、市長は、昨年の3月に財団法人東京市政調査会主催の都市問題公開講座「地球温暖化、自治体はどうこたえるのか」に職員を出席させています。そこでは、岩手県葛巻町が自然エネルギーの取り組みで大きな注目が集められたというふうに聞いております。市長は、葛巻町の取り組みに対して、どのような感想を持たれたのか、これもあわせてお尋ねして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○市長（谷奥昭弘君）（登壇） 8番吉田議員さんの1点目、高田地区産業廃棄物最終処分

場についてのご質問にお答え申し上げたいと思います。

現在、処分場に埋められている産業廃棄物の埋立容量につきましては、事業者は毎年、県に対し報告しており、許可容量142万7,366.5立方メートルに対しまして、平成21年度末残余容量は6万立方メートル弱と聞き及んでおります。平成22年度末の埋立残余容量については、本年10月末ごろに報告される予定でございます。

次に、臭気の苦情に対しましては、事業者に具体的な対策を求めているかのご質問でございますが、市といたしましては、以前から指導監督責任のある県と緊密に連携をさせていただきまして、立入調査等の実施により、事業者の監視や指導を行いながら、事業者に具体的な臭気対策を求め、覆土方法の改善、送風装置、脱臭装置の設置等の対策の結果を確認しているところでございます。数日前にも地元住民の方々から臭気の苦情が市に寄せられたため、県ともども現地へ急行し、臭気の状態を確認の上、事業主に強く指導を行ったところでございます。今後も県と緊密に連携し、事業者に適正な維持管理を行うよう求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目、東日本大震災による放射性物質を含んだ災害廃棄物の件でのご質問にお答えいたしたいと思います。

議員さんご指摘のように、災害廃棄物の処理に関する特別措置法につきましては、本年8月12日に成立し、国が被害を受けた市町村にかわって災害廃棄物を処理するための特例と定め、迅速かつ適切な処理を図るために制定されたところでございます。

また、放射能物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法につきましても、本年8月26日に成立したところでございます。これは、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の爆発事故により大量の放射性物質が広域にわたり周辺へ放出され、環境の汚染により人の健康または生活環境に及ぼす影響が懸念されるため、制定したものでございます。

したがって、国、都道府県及び市町村は、これらの法律の規定に基づき、必要があると認めるときは、関係地方公共団体に対して、必要な協力を求めることができるものとされております。

本市といたしましても、東日本の復興再生のために応分の負担を分かち合うことが必要だとは考えますが、国が明確な安全基準等を定め、災害廃棄物が放射能汚染のない安全なものであると確認できない限り、受け入れはできないと考えておりますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、3点目、原発依存から自然エネルギーへの転換についてのご質問でございますが、本年3月11日に発生いたしました東日本大震災をはじめ、ニュージーランドのクライストチャーチを襲った都市直下型地震などの自然災害は、原子力発電に頼る現在社会への警鐘となり、我が国といたしましても、いままさに太陽光、風力、水力、バイオマス等再生可能な自然エネルギーへの転換が求められているところでございます。また、全国各地の自治体におきましても、北海道滝川市や岩手県葛巻町など、自然エネルギーを活用し、地

域循環型社会の構築を図るなど、積極的に取り組みが行われてございます。

議員さんご質問の本市施設における再生可能な自然エネルギーの利用といたしましては、平成14年12月に本格運転を開始いたしましたグリーンパーク、ごみ焼却炉の廃熱を利用した蒸気タービン発電設備のほか、昨年度に改築いたしました桜井小学校校舎等にかかわる太陽光発電設備の設置が挙げられます。厳しい財政状況ではございますが、今後、他の施設への自然エネルギーの導入を検討する場合につきましても、先進都市の取り組みについて調査、研究を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解、ご了承のほどお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○8番（吉田忠雄君） それでは、2回目の質問に入っていきたいと思います。

まず、1問目の高田地区産業廃棄物最終処分場ですが、市長は、残余容量を6万立方メートル弱というふうにお答えされましたが、これは許可容量142万7,366立方メートルに対して埋立容量が136万7,000立方メートルというふうになります。この数字というのは、私が昨年の12月議会で質問を行ったときと同じ数字であります。これは市長も答弁されましたが、事業者が県に年次報告で自主申告している数字を根拠にしているという形でございます。先ほども1回目の質問で言いましたように、廃棄物の残容量が少なくなって、埋め立ての事業も終了に近づいております。

一つは、一日でも早く埋立事業を終わらせるためにも、事業者が1年に1回ではなしに、毎月毎月最新の埋立量を県に報告するように、県に対して要望していただきたい。

そして、二つ目ですが、周辺住民の悪臭に対する苦情が、これは日中もそうなんですけれども、特に夜間に集中しています。県は、臭気の確認について、毎日産廃パトロールを出しているわけなんですけれども、処分場につながる谷筋2カ所の臭気を確認して、必要に応じて行政指導監督を行っているというふうなことなんですけれども、県に対して、この昼間と夜間のパトロールも実施するようにぜひ要望していただきたい。そして、市のほうも事業者とのあいだで、これは池田市長の時代からなんですけれども、環境保全協定を結んでおります。住民からの悪臭の苦情に対しては、十分な覆土を徹底するとか、誠意をもって臭気対策を行うよう、これは強く申し入れていただきたいというふうに思います。

そして、三つ目は、事業終了後の処分場の跡地の管理計画について、事業が終了に近づいている中で、事業終了後も将来にわたって災害や環境汚染によって周辺環境に支障を及ぼすことのないよう、一刻も早く事業者そして地元、そして県との3者で協議を行うよう、これも県に働きかけていただきたい。

次に、2問目の東日本大震災による放射性物質を含んだ災害廃棄物についてであります。

このことについては、先ほども言いましたように、国の除染責任を年間線量20ミリシーベルトを超える地域は国が責任を持つというだけで、また、処理にかかる負担と責任はまだ明確になっておりません。具体的なことはこれから政令などで国が示してくるという

ふうに考えられます。廃棄物処理法では、これは先ほども言いましたように、放射性物質に汚染されたものは廃棄物の対象にはなっておりません。国は、これでは放射性廃棄物を広域で処理ができないので、汚染レベルの低い放射性廃棄物を一般廃棄物とみなして、処理をさせようとしております。この放射性物質というのは、これは燃やしてもなくなり、一たんこれが拡散してしまうと、回収や除染は非常に困難です。放射性廃棄物を受け入れることについては、また周辺の6ヶ大字や市民の合意を得ることは非常に困難であると思えます。そして、特に子どもたち、ごみ処理施設で作業する職員の健康や安全面から見ても受け入れるべきではないというふうに考えますが、市長の再度の答弁を求めます。

そして、最後の原発依存から自然エネルギーへの転換の問題であります。

これも1回目の質問で取り上げましたが、先ほども少し触れられましたけども、岩手県葛巻町が自然エネルギーの取り組みで全国的にも大きな注目を集めています。葛巻町というのは、あまり名前も聞かれたことのない自治体だと思うんですけども、岩手県東北部に位置して、標高400メートル以上が95%を占める高原の自然豊かな町です。人口は7,417人、面積は435平方キロメートルです。かつて葛巻町には何もない、鉄道もなければ、高速道路も通っていない。山の町でありながら、温泉も出なければ、スキー場もない、ボーリング場もない、ないないと語られておりました。ところが、いまでは、この町は風力、バイオマス、太陽光など多岐にわたる自然エネルギーに取り組んでおります。風力発電では、1,000メートルの高原という世界でも珍しい高地に出力400キロワットの風車3基と、そして、1,750キロワットの風車12基が回っております。また、バイオマス発電では、この町は酪農が盛んですので、牛のふん尿を利用しようと、葛巻町畜産開発公社が管理をしている葛巻高原牧場でバイオガスプラント稼働しております。37キロワットの発電能力を得ています。また、木質チップを活用したバイオマスガス化による発電120キロワットの電力を老人保健施設などに供給もしております。また、太陽光発電では、中学校や高原牧場などに90キロワットの設備を設置しております。また、個人住宅の太陽光発電の設置には1キロワット当たり3万円の補助を実施しております。また、小水力の活用では、水車で引いた風味あるそば粉をつくり、提供する「森のそば屋」が営業しております。葛巻町で起こす全発電量は、標準世帯の約1万7,000世帯に当たります。葛巻町の世帯数は2,900世帯です。いま葛巻町の人々はクリーンエネルギーの町を誇りにしております。葛巻町による自然エネルギーの活用を成功に導いたのは、もちろん首長の姿勢があると思えます。地元を愛し、地域の生活をよくしようと、役場の職員、町民挙げての努力であると町長さんも語っておられます。私もそういうふうに思えます。

そして、話はよいよ桜井に戻していきますけれども、当市の第5次総合計画には、再生可能エネルギーの活用ということもうたっております。また、桜井市地球温暖化対策実行計画にも、市の事業活動に伴う温室効果ガス排出量が21年度で1万3,579トンCO<sub>2</sub>で、そのうち電気エネルギーが483万6,741トンCO<sub>2</sub>を占めており、電気の

排出割合が全体の35.62%となっております。そして、この本計画では、温室効果ガス排出量の削減目標、平成27年度までに21年度比で3%削減するというふうになっております。エネルギー消費削減の鍵というのは、大量消費、大量廃棄などエネルギーの浪費の抜本的な見直しが必要です。しかし、先ほど岩手県の葛巻町の例も出させていただきましたが、桜井市の自然エネルギーの大きな可能性に挑戦していくことも大事ではないかというふうに思います。先ほど市長も答えられましたけれども、市の施設では桜井小学校で太陽光パネル、また、グリーンパークでは焼却熱を利用した発電設備と、この2カ所あるというふうに答弁いただきましたけれども、市の施設に太陽光などの自然エネルギーを利用した発電施設を増やすことや、また、一般家庭に太陽光発電を設置するに当たり、補助をすることも今後必要ではないかというふうに考えます。いま現在では、奈良市や、たしか生駒市では市が補助しているというふうに聞いております。

そして、ぜひ市長に検討していただきたいんですけども、いま全国的には小水力発電が大変注目をされています。小水力発電とは貯水池式の大規模なダムではなく、河川の水をためることなく、そのまま利用する発電方式です。桜井市には初瀬川とか寺川、栗原川などに流れ込む無数の河川や砂防溪流があります。小水力発電は、基本的に落差と流量のあるところでは、これは場所を問いませんし、中山間地で有力なエネルギー源です。小水力発電は、太陽光とはまた違って、24時間稼働できます。電気エネルギーへの変換効率が高いのも特徴です。発電された電力を使って街灯を灯したり、また、公衆トイレの照明やイノシシよけの電気さくを使うなど多様です。過疎化に悩む地域の活性化のシンボルにもなります。河川法との関係での法的な手続、また、小水力発電の管理をどこが行うのか、また、国の補助があるのか、課題もたくさんあるというふうに思います。全国小水力利用推進協議会というのもあります。相談にも乗ってくれるようです。ぜひ研究をしていただきたいというふうに思います。

そして、先月26日に、ようやく再生可能エネルギー買取法案が国会で成立をいたしました。太陽光などの発電電力を長期、そして固定価格で買い取ることを、これは電力会社に義務づけたわけなんですけれども、私はこの制度の成立に伴って、今後、再生可能エネルギーへの投資を促進するというふうに考えます。再度市長の考えをお聞きいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○市長（谷奥昭弘君） 2回目の質問につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

まず、産業廃棄物の残余容量でございますが、ご承知のように、これは法律で毎年1回事業主から県の廃棄物対策課へ報告がなされておると聞いております。県は、現在まで事業者に対しましては、毎月毎月ごとの埋立量の報告を求めているのが現状でございますが、市といたしましては、ご指摘いただきましたように、毎月なり、あるいは二月なり、短い間隔でもらえることを要望もいたしておるわけでございますので、まだもう少し要望を重ねていきたいと思っております。

また、臭気の苦情に対する対応でございますが、県は、早朝と夜間のパトロールを交互に毎日実施しておると伺っております。いずれにいたしましても、処分場の適正な維持管理が行われるように、県と密接に連携いたしまして、県への指導監督を求めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、事業終了後の跡地管理計画の協議につきましては、これから取り組むべき課題であると県より聞いておりますが、事業者の当該産業廃棄物処分場の事前協議に当たり、事業主が植樹を行い緑地公園または森林公園化を計画する旨を届け出していると聞いております。本市といたしましては、ご質問の跡地管理計画について、事業者、地元住民、県と十分に協議を行い、市と事業者のあいだで締結いたしました環境保全協定書第8条の規定に基づき、埋め立て終了後の処分場の維持管理が適正に行われるよう県と連携をとりながら監視を行う中で対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解とご了承をお願いいたします。

それから、次に、汚染レベルの低い災害廃棄物の受け入れについての再度のご質問にお答えいたします。たとえ放射能汚染レベルの低い災害廃棄物だったとしても、重ねて申し上げておりますように、本市といたしましては、放射能汚染レベルに対する明確な国の安全基準等が定められない限り、災害廃棄物の受け入れはできないと考えておりますので、ご了承のほどよろしくをお願いいたします。

それから、最後に小水力発電にかかわる調査研究についてのご質問でございますが、議員さんご指摘のとおり、本市は大阪湾に注ぐ大和川の源流に位置し、緑豊かな自然環境と歴史文化遺産に恵まれた卑弥呼の里でございます。市内全域にわたりまして纏向川、寺川、栗原川等、大和川の支流が流れており、小水力発電の導入を検討することは前向きで有意義であると考えますが、水利権の有無、設置箇所、事業の採算性等検討すべき課題も考えられると思います。今後、他の自然エネルギーの活用も含めて、小水力発電についての調査研究を行ってまいりたいと思っておりますので、お時間を賜りまして、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。